

重点要求書

2017年12月11日

大阪府教育委員会
教育長 向井 正博 様

大阪府高等学校教職員組合
執行委員長 近藤 美登志



大阪府立の高等学校並びに支援学校に勤務する教職員の勤務労働条件の改善について、以下の要求を行いますので、誠意ある回答をお願いします。

- (1) 評価結果を反映した勤勉手当の差別支給を行わないこと。当面、上位区分への支給原資としている条例支給月数分のうちの0.03月分を0.015月分に戻すこと。
- (2) 「生徒または保護者による授業アンケート」を活用した教員評価が導入され、昇給・勤勉手当への反映がなされている。また、教職員アンケート（17年8月）が行われた。現在の評価・育成システムが教員評価の昇給・勤勉手当の反映がどのように変化があったのかについて検証するなど、昇給・勤勉手当の反映について、高教組と協議を行うこと。
- (3) 臨時的任用職員について、一般職員との均衡を踏まえ、上位級への格付けや最高号給の制限の撤廃など、処遇の抜本的改善をはかること。相当の経験年数を有する臨時講師について、教育職給料表2級を適用すること。
- (4) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを含め、セクシュアル・ハラスメントについての実態調査を行い、その結果を踏まえて、実効あるハラスメント対応や、苦情処理システムを確立するなど、教職員が安心して過ごすことのできる労働環境となるよう高教組と協議すること。
- (5) アスベスト対策を適切に行うこと。
- (6) 会計年度任用職員制度導入に向けた協議を早急に開始すること。導入に向けた事務処理マニュアルにある実態把握の進捗を明らかにすること。
- (7) 単独指導・単独引率ができる特別職の公務員身分を有する「部活動指導員」導入や、部活動に係る特殊業務手当の時間区分について見直すなど、府教委として教職員の多忙化解消に向けた支援策を講じること。
- (8) 出産及び性別に関わらず育児に関する目的で取得できる休暇制度を拡充すること。

- (9) 下見も含めた宿泊行事に対する総額規制をはじめとする旅費削減により、単独で下見ができず、宿泊行事の付き添いをしながらの下見となったり、前年度の計画にない出張や生徒対応などの出張に制限がかかるなど、業務負担の増加や職務遂行への支障の恐れが考えられる。旅費の拡充などを行うなど、負担軽減をはかること。
- (10) 中央教育審議会の「学校における働き方改革」（中間まとめ）で示された取り組みを推進すること。
教員の負担軽減のため、支援学校小・中学部にスクールサポートスタッフなど専門スタッフの配置促進などをすすめること。
また、国庫負担は小・中学校及び支援学校小中学部となっているが、高校及び支援学校高等部においても同様に事務負担や印刷業務負担軽減の必要性がある。現在の教頭補助の継続や新たな「チームとしての学校」の実現に向けたスクールサポートスタッフなど専門スタッフの配置促進等をすすめること。
- (11) 教職員の多忙化解消に資することから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職のより一層の拡充について高教組と協議を行うこと。
- (12) 台風 21 号対応の臨時バスでの生徒対応の教員のような通常の勤務時間でない場合など、勤務時間の割り振り変更が必要な勤務を命じた場合に、変更された勤務時間が明らかになるようにすること。
- (13) 労働安全衛生の観点から職員室など空調の確保を行うこと。
- (14) A 2013年3月の「教職員の業務負担に関する報告書」では、調査内容の精査などのとりくみを行うと記載されている。
進捗状況を示すとともに、教職員の働き方改革にむけた実効あるとりくみを行うこと。各校へ依頼され実施されるアンケートが職場のモチベーション向上、教職員の資質向上につながられるよう、集計結果や目的の達成度を各校へ示すなどの措置を行うこと。
- (14) B 進学フェアの効果について検証し、負担軽減をはかること。
- (15) 教職員が心身の健康を保ち安心して働くことができるよう、ストレスチェックの集団分析の結果を活用し、総合的な労働安全衛生対策を実施し、快適な職場環境を実現すること。増大する時間外勤務や多忙化を減少させるため、有効な対応策を講じること。特に、全校一斉退庁日、およびノークラブデーの実効ある実施にむけて高教組と協議すること。
- (16) 校務支援システムや学校情報システム、生徒用タブレットなどのネットワーク管理、PCの管理に従事する教職員に対し、業務量について把握を行い、超勤解消に向けて少なくとも2時間の非常勤講師を措置するなど負担軽減策を講じること。

以上